

# 遠軽町災害廃棄物処理計画（概略版）

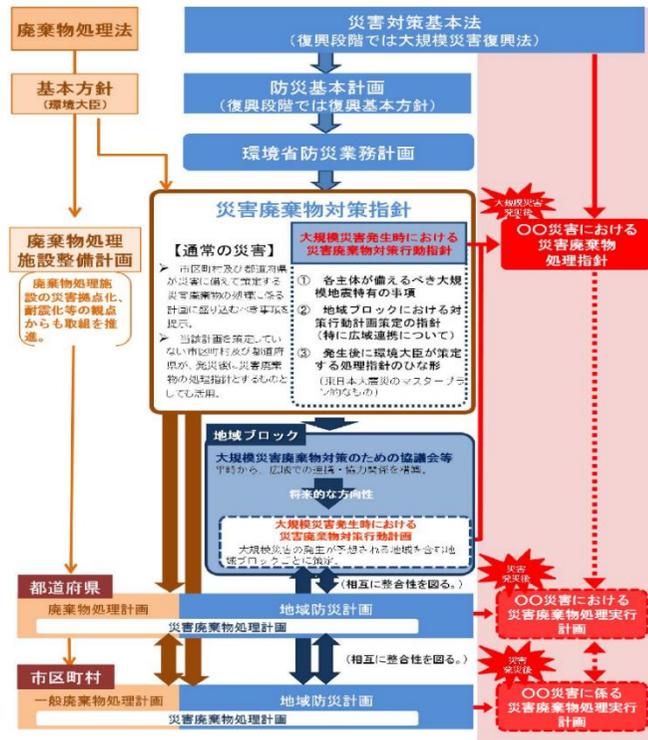
## 1. 計画の背景と目的

本計画は、遠軽町における平時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理実施を目指すもの。

環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき、策定するものであり、遠軽町地域防災計画や既存計画との整合性を図るものである。

災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

## 2. 計画の位置づけ



## 3. 対象とする災害

遠軽町地域防災計画等の関係計画の対象災害を踏まえ、「十勝平野断層帯主部による地震」「十勝沖による地震」「直下型による地震」及び、遠軽町洪水ハザードマップ等に基づき、浸水による水害も対象とし、湧別川による水害も想定する。

## 4. 対象とする廃棄物

| 区分                   | 種類              | 内容   |
|----------------------|-----------------|--|
| 地震や水害等の災害によって発生する廃棄物 | 可燃物<br>可燃系混合物   | 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物   |
|                      | 木くず             | 柱・はり・壁材などの廃木材  |
|                      | 畳・布団            | 被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの  |
|                      | 不燃物<br>不燃系混合物   | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 <sup>※</sup> 等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物<br>※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの |
|                      | コンクリートがら等       | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど  |
|                      | 金属くず            | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など   |
|                      | 廃家電(4品目)        | 被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの<br>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。  |
|                      | 小型家電<br>その他家電   | 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの   |
|                      | 腐敗性廃棄物          | 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など   |
|                      | 有害廃棄物<br>危険物    | 石棉含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等   |
|                      | 廃自動車等           | 自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車<br>※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。<br>※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。                                |
|                      | その他、適正処理が困難な廃棄物 | ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など   |



## 8. 仮置場の設置

過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要となっている。

災害廃棄物は膨大な量となることが見込まれ、直接処理施設へ搬入することが困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平時にその候補地を選定する。

仮置場を設置したときには、場所や受け入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にし、広報を行う。

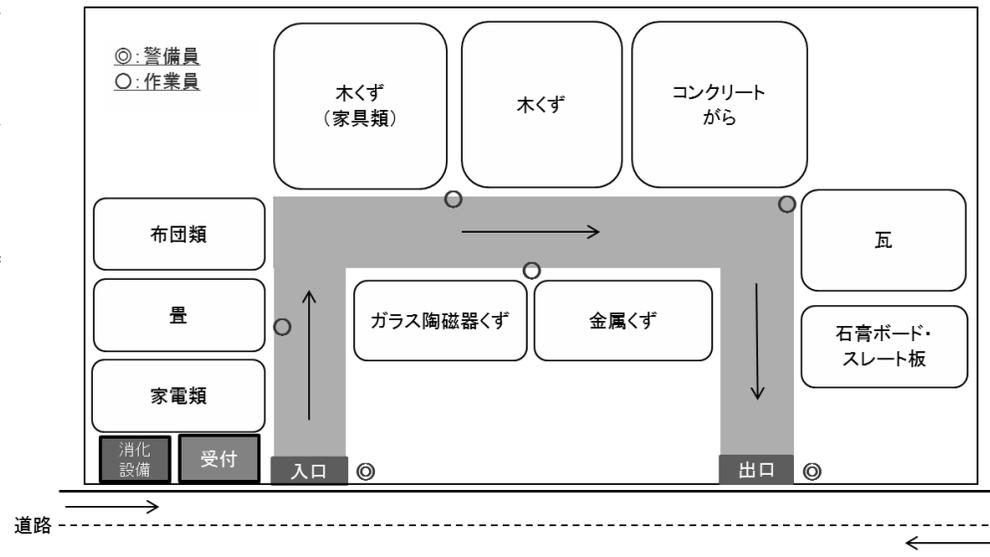
想定している仮置場

| 名称              | 所在地            | 概算面積(m <sup>2</sup> ) | 所有者及び管理者 |
|-----------------|----------------|-----------------------|----------|
| 虹の広場<br>駐車場     | 遠軽町丸大          | 9,136                 | 遠軽町      |
| 遠軽町公共用地         | 遠軽町西町3丁目2番地4   | 18,855                | 遠軽町      |
| 遠軽町武道館<br>駐車場   | 遠軽町東町1丁目6番地11  | 4,147                 | 遠軽町      |
| 丸瀬布中央公民館<br>駐車場 | 遠軽町丸瀬布水谷町12番3  | 3,786                 | 遠軽町      |
| 生田原球場<br>駐車場    | 遠軽町生田原503番地5,8 | 5,315                 | 遠軽町      |
| 白滝山村広場          | 遠軽町白滝262番地1    | 20,183                | 遠軽町      |

※被災した場所や規模により仮置場は変動する必要があるため、実際の運用時には広報をする。

## 9. 仮置場のレイアウトイメージ

災害時には、次のレイアウトを参考に仮置場を設置する。



大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生します。そんなときでも自分だけを優先し道路や空き地に廃棄物を捨てることは絶対にやめましょう。

災害発生時には、被害を食い止めるために皆で協力していきましょう。

### 遠軽町災害廃棄物処理計画 概略版

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1  
遠軽町民生部住民生活課 Tel.(0158)42-4812